

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年7月18日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300499号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2400033号

## 第1 結論

- 1 請求期間①について、訂正請求記録の対象者のA社B工場(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和27年6月1日から同年4月1日に訂正し、同年4月及び同年5月の標準報酬月額を2,000円とすることが必要である。

昭和27年4月1日から同年6月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

- 2 請求期間②について、訂正請求記録の対象者のA社D工場(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和39年9月1日から同年8月20日に訂正し、同年8月の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

昭和39年8月20日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が訂正請求記録の対象者に係る昭和39年8月20日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和5年生  
住 所 :

- 2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和3年生

- 3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和27年4月1日から同年6月1日まで  
② 昭和39年8月20日から同年9月1日まで

私の夫(訂正請求記録の対象者)は、昭和27年4月にA社B工場に入社し、昭和63年3月に定年退職するまで継続して勤務していたが、請求期間①及び②の厚生年金保険被保険者記録がない。調査の上、請求期間①及び②を被保険者期間に訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

1 請求期間①について、雇用保険の加入記録、請求者から提出された訂正請求記録の対象者に係るA社発行の在籍証明書、C社から提出された異動歴及び給料台帳等の記録（以下「人事記録」という。）並びに同社の回答により、訂正請求記録の対象者は当該期間において、A社B工場に継続して勤務していたことが認められる。

また、人事記録によると、訂正請求記録の対象者は昭和27年4月1日に入社し、請求期間①は、厚生年金保険の加入記録がある昭和27年6月1日から昭和28年4月1日までの期間と同じ資格で勤務していたことが確認できる。

さらに、請求者から提出されたE厚生年金基金（現在は、F企業年金基金）加入員証によると、訂正請求記録の対象者は昭和47年2月1日に同基金に加入したことが確認できるところ、同基金から提出された訂正請求記録の対象者に係る「加入員適用記録照会」によると、入社年月日は昭和27年4月1日と記録されていることが確認できる。

一方、C社は、訂正請求記録の対象者の請求期間①に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる書類はないが控除していたと思われると回答しているものの、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該期間に厚生年金保険の加入記録がある19人のうち照会可能な二人に対し、当該期間当時の同工場における厚生年金保険の取扱いについて照会したが、いずれも回答を得られないことから、訂正請求記録の対象者の給与から当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できない。

以上のことから、請求期間①について、厚生年金保険料の控除は確認できないものの、訂正請求記録の対象者が当該期間に厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和27年4月1日であると認められ、請求期間①の標準報酬月額については、人事記録及び日本年金機構の回答により確認できる事業主から届出されるべき厚生年金保険被保険者資格取得時における報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額から、2,000円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の厚生年金保険被保険者期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

2 請求期間②について、前述の雇用保険の加入記録、在籍証明書、人事記録及びC社の回答により、訂正請求記録の対象者は当該期間において、A社D工場に継続して勤務していたことが認められる。

また、C社は、訂正請求記録の対象者の請求期間②に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる書類はないが控除していたと思われると回答している上、オンライン記録において、A社D工場では昭和39年7月1日から同年9月1日までに厚生年金保険の被保険者資格を取得した55人の中で、直前に同社G工場で資格喪失した25人のうち、照会可能な9人に、異動月の厚生年金保険料の控除等について照会したところ、回答があった4人のうちの一人は、同社G工場と同社D工場の両方で経理を担当していた旨、また、訂正請求記録の対象者について、

請求期間②に係る厚生年金保険料だけを控除しないということはない旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者は、請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められ、当該期間の標準報酬月額については、人事記録及び日本年金機構の回答により確認できる本来の報酬月額に見合う標準報酬月額から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和39年8月20日から同年9月1日までの期間について、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは、いずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2300823 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2400034 号

## 第 1 結論

- 1 請求者の A 社における請求期間①及び請求期間③から⑧までについて、別表の第 1 欄に掲げる賞与支給日の標準賞与額を、同表の第 4 欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。

請求期間①及び請求期間③から⑧までの別表の第 1 欄に掲げる賞与支給日における同表の第 4 欄に掲げる標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間①及び請求期間③から⑧までの別表の第 1 欄に掲げる賞与支給日における同表の第 4 欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者の A 社における請求期間③、⑦及び⑧について、別表の第 1 欄に掲げる賞与支給日の標準賞与額を、同表の第 5 欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。

請求期間③、⑦及び⑧の別表の第 1 欄に掲げる賞与支給日における同表の第 5 欄に掲げる訂正後の標準賞与額 (別表の第 4 欄に掲げる標準賞与額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 19 年 7 月  
② 平成 19 年 12 月  
③ 平成 25 年 8 月  
④ 平成 25 年 12 月 27 日  
⑤ 平成 26 年 12 月  
⑥ 平成 27 年 7 月

⑦ 平成 28 年 7 月

⑧ 平成 28 年 12 月

A社から、請求期間①から⑧までの賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、標準賞与額の記録がない。預金通帳の写しを提出するので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

1 請求期間①及び請求期間③から⑧までについて、請求者から提出された預金通帳の写し、A社の事業主から提出された賞与明細一覧表並びに同僚に係る賞与明細書及び預金元帳（以下「賞与明細書等」という。）により、請求者は、事業主から、別表の第1欄に掲げる賞与支給日において、同表の第2欄に掲げる標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、同表の第3欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び請求期間③から⑧までに係る標準賞与額については、賞与明細書等により確認または推認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、それぞれ別表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

また、請求期間①、③及び請求期間⑤から⑧までの賞与支給日については、請求者から提出された預金通帳の写し及び同僚の預金元帳により確認できる賞与振込日から、それぞれ別表の第1欄に掲げる日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び請求期間③から⑧までについて、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所。）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについてはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間③、⑦及び⑧について、賞与明細書等により、別表の第2欄に掲げる賞与支給額に基づく標準賞与額は、同表第4欄に掲げる厚生年金特例法訂正後の標準賞与額をいずれも上回っていることが認められる。

したがって、請求期間③、⑦及び⑧に係る標準賞与額については、別表の第5欄に掲げる賞与額に訂正することが必要である。

なお、請求期間③、⑦及び⑧における別表の第5欄に掲げる訂正後の標準賞与額（別表の第

4 欄に掲げる標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3 請求期間②について、A社の事業主は、当該期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額が確認できる資料はない旨回答しており、請求者も当該期間に係る賞与明細書を保有しておらず、当該期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、請求者は、請求期間②における賞与が振り込まれたとする金融機関の預金通帳を保有していないことから、当該金融機関に照会を行ったものの、当該金融機関は、照会可能な期間は過去 10 年間である旨回答していることから、当該期間に係る取引記録について回答を得られず、当該期間に係る賞与の支給を確認することができず、厚生年金保険料を推認することができない。

このほか、請求者の請求期間②における賞与額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

## 別表

請求期間	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
	賞与支給日	賞与支給額に基づく標準賞与額	厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額	厚生年金特例法訂正後の標準賞与額	厚生年金保険法第75条本文訂正後の標準賞与額
①	平成19年7月11日	39万円	39万円	39万円	—
③	平成25年8月9日	29万円	27万8,000円	27万8,000円	29万円
④	平成25年12月27日	32万4,000円	30万4,000円	30万4,000円	—
⑤	平成26年12月17日	54万円	54万円	54万円	—
⑥	平成27年7月17日	43万5,000円	43万5,000円	43万5,000円	—
⑦	平成28年7月20日	44万円	43万2,000円	43万2,000円	44万円
⑧	平成28年12月15日	53万円	51万円	51万円	53万円



厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2400029 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2400035 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者のA病院における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 3 年 12 月 31 日から平成 4 年 1 月 1 日まで

私は、B病院からA病院に医師として1年間出向し、同病院において平成3年12月31日まで勤務していたが、請求期間の厚生年金保険の加入記録がないことから訂正請求を行ったものの、記録の訂正は認められなかった。

今回、新たな資料を提出するので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者の訂正請求については、i) 請求者の請求期間に係る出向元事業所であるB病院は、請求者から提出された年金手帳において、厚生年金保険の記録として、A病院の「被保険者でなくなった日」が平成4年1月1日と記載されていることについて、B病院が記入したか否か不明だが、年金手帳の管理を平成24年3月まで同病院が本人から預かり保管していたと回答していること、ii) B病院から提出された請求者に係る人事記録によると、A病院の出向終了予定日は平成3年12月31日、出向終了日は「1991/12/31 国内長期終了 確定」と記録されていることから、請求者のA病院に係る出向期間は平成3年12月31日までであったと推認されること、iii) 請求者の請求期間に係る出向先事業所であるA病院の事業主は、請求者に係る出向契約書を作成していたか不明と回答しており、請求者の出向に関する取扱い(労働条件)を確認することができないこと、iv) 厚生年金保険被保険者資格(以下「被保険者資格」という。)の喪失の時期については、厚生年金保険法第14条において、その事業所に使用されなくなった日の翌日に被保険者資格を喪失する旨規定されているところ、請求者のA病院における雇用保険の加入記録により確認できる離職年月日は平成3年12月30日と記録されており、請求者に係るオンライン記録の被保険者資格の喪失年月日(平成3年12月31日)と符合していること、v) 請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明

細書等の関連資料を保有しておらず、A病院の事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について、請求期間当時の取扱いは不明と回答していること、vi) オンライン記録により、A病院において被保険者資格が確認でき、かつ月末喪失者のうち連絡先が判明した17人に文書による照会を行ったところ、6人から回答があったものの、給与明細書を保有している者はおらず、被保険者資格の月末喪失者に係る厚生年金保険料の控除について確認することができなかったことから、既に令和6年3月4日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は新たな資料を提出し、記録の訂正を求めているものである。

しかしながら、請求者から提出された平成4年度市民税・県民税税額変更通知書（C年金事務所が関東信越厚生局に送付していなかった資料）及び平成5年度市民税県民税納税通知書（普通徴収分）に記載されている社会保険料控除額について検証を行ったものの、当該社会保険料控除額に請求期間に係る厚生年金保険料が含まれていないことが推認できる。

また、請求者は、上記資料の他に平成2年分給与所得の源泉徴収票（D病院及びB病院が作成）及び平成3年分給与所得の源泉徴収票（B病院が作成）を提出しているものの、平成2年分給与所得の源泉徴収票については、請求期間に係る資料ではなく、平成3年分給与所得の源泉徴収票については、社会保険料等の金額が0円とされていることが確認できる。

さらに、A病院及びB病院に請求期間当時の資料の有無等について再度照会を行ったものの、前回の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。